

会議の名称	平成21年度第2回情報公開運営審議会				
開催日時	平成22年3月30日(火)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所3階庁議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・佐藤佳弘会長職務代理・ 島崎喜美子委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (市事務局) 渡部市長・野島総務部長・藤巻総務課長・湯浅情報公開係主任 欠席者：臼井雅子委員・森聡委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	なし
会議次第	(1) 市長挨拶 (2) 委嘱状交付 (3) 新委員の紹介 (4) 会長選出・会長職務代理の指名 (5) 会議の公開方法の確認 (6) 情報公開制度(平成21年7月～平成22年2月分)の運用状況報告 (7) その他 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用状況等				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1)市長挨拶・委嘱状交付 市長 本日は大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には22年3月1日から2年間にわたり委員をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。 この審議会は、情報公開制度をより良くしていくために様々なご意見をいただく場です。市としてはできるだけ情報の透明性を高めて市民の皆さんに信頼される運営に努めていかねばならないと思っておりますが、一方で近年、情報公開請求が増え、行政側の事務作業量もだいぶ多くなっているのも事実です。多くの市民に関わる重要な情報については、情報公開請求によらなくてもできるだけ市報やホームページなどでお知らせしていかなければならないと考えています。審議会等の市のいろいろな会議については、これまで公開の仕方や会議録の作り方などがまちまちでしたので、21年度に統一ルールを作って整理しました。市の内部の会議についても会議録の公開に向け検討してきて、22年度から経営会議の会議録を決定事項に限り公開していくことにしました。経営会議は月2回行っています。出席者は私、副市長、教育長と全部長で、市の重要な事項を審議決定している庁内の最高意思決定会議です。この会議での決定事項については、こういう議論をして市はこういうことを決めたとということが市民の方にわかるように、速やかに会議録を公開していく予定です。 もうひとつ22年度は、市ホームページのシステムをCMS(コンテンツマネジメ					

ントシステム)という形に切り替えます。これにより各担当課でページ更新をしやすくして、できるだけリアルタイムで情報発信をしていこうという取り組みです。

市民と市政をつなぐ重要な情報については極力公開をし、多くの市民の皆さんと認識を共有しながら市政運営に励んでいきたいと考えています。情報公開制度だけではなく、広く市の情報化という面についてもご意見を頂ければ幸いです。

・・・委嘱状交付の後、市長退席・・・

(2)新委員の紹介

佐藤委員

今日からお世話になります。武蔵野大学の佐藤です。私の専門は社会情報学で、テーマは生活の情報化を研究しております。これから少しでも皆さんのお役にたてればと思います。よろしく願います。

島崎委員

3期目になります。わからないままにいろいろ勉強させていただきながら務めてきました。よろしく願います。

嶋田委員

今はリタイアしていますが、NEC府中工場でユニックスの設計を担当していました。何か地域で自分のキャリアを生かせたらと考えていたところ、ちょうどこの委員の話をいただきました。団塊の世代ですし民主主義教育の一期生という意識もありまして、情報公開というのは極めて重要な任務だと思っています。頑張っていきたいと思います。

古瀬委員

東村山に住んで32年くらいになります。おばさん感覚でしか物事がわかりませんが、それもひとつの条件ではないかと思えます。皆さんと一緒に頑張っていきたいと思えます。

松原委員

情報公開条例を作るときに縁あって関わることになり、それから10年、これでいいのかなと思いつつもやっています。すでにお辞めになった川島先生、内田先生はじめ皆様に勉強させていただいて、何だかこちらがお金を払わなきゃいけないのではないかと思うこともあります。ただ、何でもわかっている方たちだけでやった場合と、私のような法律などには疎い人間がわからないながらの視点で参加するのでは違いがあると思えます。よく言われる行政と市民の間のギャップも、時々、ああこんなところにあるのかなと見えたりしますが、それも話し合ってみると納得するところもあって、これからも勉強させていただくという立場になってしまっていますが、よろしく願います。

(3)会長選出・会長職務代理の指名

課長

会長選出についてご意見があれば願います。

島崎委員

嶋田委員にお願いしたいと思えます。

課長

ほかにご意見ございますか。無いようですので嶋田委員に会長をお願いするということでもよろしいでしょうか。

・・・出席委員一同賛成し、会長は嶋田委員に決定・・・

嶋田会長

不安が残りますけど、佐藤先生や臼井先生から法律に関わるところをご支援いただいて頑張ります。企業で管理職としてコンプライアンス（法令順守）などはやってきていますが、白黒がはっきりしない問題が出たときには、やはり学識経験者の先生方の力を借りなければならないと思います。公共の領域を市民と作り上げていくという協働の観点から、一市民ですけどやらせていただきます。よろしく申し上げます。会長職務代理については、佐藤委員にお願いできたらと思います。

佐藤委員

わかりました。

(4) 会議の公開方法の確認

課長

昨年6月に「附属機関等の会議の公開に関する指針」という市の統一基準ができました。これに基づき、8月の21年度第1回の会議のときに本審議会の公開方法を決定しましたが、委員が変わりましたので改めてお決めいただきたいと思います。

前回の決定では、本審議会は会議を公開し、傍聴を認める。傍聴人数は、会場である庁議室の広さを考え7名以内とする。会議録は発言者氏名を明記し、おおむね発言内容に沿った作りとする。事務局の作った会議録案ができたなら出席委員に内容確認していただき、了承されたらホームページ等で公開するとししました。

これからの公開方法について、ご意見をお願いします。

嶋田会長

前委員の川島委員は、情報公開運営審議会は各会議のお手本になるようにと強くお考えでした。今後も同じ公開方法でいきたいと思います。

・・・委員一同、承認・・・

課長

次に委員名簿ですが、現在ホームページには選出区分、氏名、性別、就任日、職業、備考という形で載せております。今後もこの形でよろしいでしょうか。

嶋田会長

臼井委員は個人情報保護運営審議会委員を兼任されているということ載せた方がよいと思います。

課長

わかりました。ほかになければこれでよろしいでしょうか。

・・・委員一同、承認・・・

課長

最後に名簿の使用方法ですが、市でイベントや何か大きな事業があるときに、各審議会の委員さんにご案内をお送りしたいときがあります。そのときに、事業の担当課にみなさまの住所、氏名を提供してもよろしいでしょうか。

・・・委員一同、承認・・・

課長

ありがとうございました。これで確認事項は終わりです。

(5) 情報公開制度の運用状況報告

嶋田会長

傍聴者は見えていますか。

主任

いらっしゃいません。

嶋田会長

わかりました。では事務局から運用状況の報告をお願いします。

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成21年7月～平成22年2月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

主任

7～2月の累計で請求者30人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は47枚、そのうち義務的請求が36件、任意的申出11件。所管課別の請求件数は56件、決定の内訳は、全部公開16件、部分公開30件、非公開0件、文書不存在4件、取下げ6件でした。請求書1枚で複数の課に請求することが可能なため、請求件数より所管課別件数が多くなっています。

昨年と同じ7～2月と比較してみますと、請求者数が45名、請求数は85枚、そのうち義務的請求が73件、任意的申出12件、所管課別の請求件数は101件でした。請求数や所管別の請求件数をみると、今年は約半分に減っています。ただし、請求人数を見ると半数にはなっていませんので、去年は一人の方が何度も請求を出されたという影響がでていると思います。それから、東村山駅西口の再開発や第八保育園の指定管理者移行など、市民のなかで意見が分かれた大きな問題が今年はなかったことが件数に影響したと思います。審議会の会議録の公開請求が去年は15件ありましたが、今年の6月から会議録等はホームページ等で公開を始めましたので、その請求がなくなったこともあると思います。

次に所管別の内訳ですが、去年は企画政策課、児童課に集中しましたが今年はどこの課に請求が集中したということはありませんでした。

～以下、配布資料の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

主任

31の保育園等の収支報告書の請求ですが、まだ報告書が提出されていない園がありすべてが揃ってはいないと請求者に連絡したところ、それでは今は取り下げするということでした。報告書がすべて揃った時点で所管課からご連絡し、後ほど改めて請求されています。

32の自動販売機設置に関する文書ですが、備考欄のとおり、現在市の12施設に自動販売機が付いています。すべての書類が必要か聞いたところ、市の庁舎管理を担当する総務課の書類と、一番新しくできた施設である「たいけんの里」のAED付自動販売機についてのみ必要とのことでこの2課の決定となりました。

34の請求内容をみると、官公庁が出す通知文書に使われる文書番号で文書を特定しての請求になっています。これは、諏訪町にある生産緑地であった田んぼが住宅地になった経緯がわかる書類として番号を特定して請求されたものです。生産緑地に指定されるとその土地は農地以外に使用できなくなりますが、農業に従事していた方が亡くなった等の理由で農業が続けられなくなった場合は、市に生産緑地買収の申出書を出していただきます。市や都の財務局がその土地を購入する予定がなければ、農業委員会を通じて他の農業従事者で購入希望の方はいないか斡旋をしてもらいます。それでも希望がない場合は生産緑地指定を解除して、農地以外の目的に使用できるようになります。この間の手続きがどのように行われたかを知りたいというのが請求した方の希望でした。非公開部分は主に個人情報です。

35は、34の田んぼとは別の田んぼが平成5年頃宅地になった経過がわかる文書を請求しています。「農地転用の許可手続き書類」は、保存年限5年が経過して

廃棄済みのため不存在と決定しています。

36 は、昭和 56 年に諏訪町で行った土地の区画整理事業に関わる文書の請求です。備考欄にあるように、ふるさと歴史館所有の歴史的公文書を公開した初めての例になります。市の公文書は 5 年、10 年、永年といった保存年限が定められており、期限が過ぎたら廃棄します。ただし、市政の記録としてとっておく歴史的価値があると思われる文書については、所管課からふるさと歴史館に移して保管しています。これについても市が保管している文書なので、情報公開の対象となります。

37 は決算カードの請求ですが、この時点では作成が終わっていなかったため、完成すれば情報公開請求をせずとも情報コーナーで閲覧・コピーできるようになりますということを説明し、取り下げになりました。

38 はいくつかの住所をあげてその田んぼが宅地になった経緯がわかる文書を請求されましたが、実際にはこの住所はまだ田んぼのままです。都市計画課が現場確認にもいきましたが田んぼのままですので、請求者にその旨説明したところ、自分の勘違いだったということで取り下げされました。

39 は職員組合の執行委員長や執行委員の組合活動及び勤務に関して、市と結んだ確認書や協定書の公開を請求されたものですが、そのような書類の取り交わしはしていないため文書不存在で非公開決定しております。

40 は、コミュニティバス事業に関する請求です。市は西武バスと銀河鉄道という二つのバス会社にコミュニティバス運行を委託していますので、2 社への補助金交付に関する文書を部分公開しています。非公開とした部分のうち「銀河鉄道との協議内容について」ですが、その会社が市に述べたいろいろな意見や要望内容が記載されている部分については、公開するとその会社の運営に支障が生じるおそれのある内容だったため法人情報として伏せています。

42 は、31 の請求と同じ内容です。31 のときはまだ報告書が揃っていなかったため取り下げされたのですが、ここで揃った旨ご連絡したところ再度請求されたものです。

43 はさきほども出てきた決算カードの請求です。この時点では完成していたので、情報公開請求による公開ではなく情報提供しました。よって取り下げになっています。

45 は、22 年 2 月以降にならないと請求された文書は出来上がらないと説明したところ取り下げになりました。

49 は、規則改正したことでどういう影響が出たかを示す文書を求められていたのですが、所管課では影響に関する資料は作成していないため文書不存在で非公開決定となりました。

52 は、路上喫煙防止に関する条例が施行されてから現在までの調査、課題などに関する文書の請求です。これは全部公開しています。請求者から「個人情報が入っている資料は必要ないので省いてよい」との話があったことから、苦情・要望については氏名等の個人情報を除いて内容だけがわかるように一覧にしたものを情報提供しました。

53 は、企業流出防止のために行ってきた内部検討の文書の請求です。公開したものをみると「意見交換会の資料」となっています。意見交換会のメンバーは市民部の部長、次長、産業振興課長、税金の関係で課税課長です。きちっと会として開催して会議録を作るというのではなく、担当者同士で集まって意見交換をするといったスタイルだったため会議録は作っていないということでした。それぞれが持ち寄った資料だけが存在するためこれを公開しました。

次に 54 ですが、「警察署員氏名」を非公開にしています。これは警察署から、犯人を捜査する等現場に出る署員の氏名については、捜査に支障が出るおそれがあ

るため情報公開請求があっても公開しないでほしいと要望が出されているためです。管理職ではない警察官氏名が入った書類が情報公開請求の対象になった場合は、警察の決められた部署に必ず問合せをするよう依頼を受けています。問い合わせをしたうえで、管理職でない警察官氏名とその所属については通常、非公開にしています。

55 は、民間の保育園の職員名簿の請求です。何度か同じ請求が出ているもので、代表者を除く職員氏名、生年月日、年齢、自宅住所は個人情報で伏せています。

56 は、地域密着型サービスという高齢者対象の事業を運営する事業者を募集・選定した時の書類に対する請求です。事業をやりたいと手をあげた事業者は、うちはこのことができますという事業計画書を市に出し、プレゼンテーションという企画提案会を行います。それを市（選定委員）が採点して事業者を選びます。プロポーザル方式というこういうかたちで事業者を選ぶのは数年前から増えており、それにつれて、選定結果に関する情報公開請求も増えています。市は、事業計画書を出してプレゼンに参加した業者の名前は必ず公開しています。それから、1位の業者がどこで、その総合得点が何点かも公開です。2位以下の業者の得点については、業者名はA、B、Cというふうに伏せて総合得点は公開しています。これは、業者名もいれて全参加業者の得点を出してしまうと、点数の低い業者はこの1回の結果だけで悪い印象を持たれかねず、事業運営に支障が生じるおそれがあるため、法人情報として伏せています。

57 は損害賠償請求訴訟の判決文の公開請求です。請求内容には「非常勤職員」とありますが実際は「嘱託職員」の間違いです。上告人の氏名のみを個人情報で伏せて公開しました。

60 も同じ裁判の関係書類の請求です。このなかに退職した嘱託職員の氏名が記載されていたため、これは個人情報で伏せています。

62 は、企業流失防止対策として用途地域変更を検討した書類があればその公開を求めたものです。文書不存在で非公開決定しました。用途地域変更にかかる都の都市計画決定手続きは、都市計画法等の改正や、都内全域を対象とした一定の区画単位での見直しを行ってきたものであり、企業流失を抑制するために用途地域を変えるという視点では検討していないためです。

71 は、有料自転車等駐輪場の指定管理者選定にかかる文書の公開請求です。具体的には、指定管理者に応募した時の事業計画書と収支計算書の公開を請求されました。ただ、事業計画書には「当社でしたらこのようにできます」というノウハウが入っていますので、そのまま全部公開してしまうことはできません。公開対象となる計画書を作成した事業者に確認をとった上で、公開すると他社にノウハウを知られてしまうことになり、事業運営上不利益を生じるおそれのある部分は法人情報で非公開にしています。借入金の情報など法人の内部情報にかかる部分も伏せています。

72 は市内に5館あるふれあいセンターに関する公開請求です。ふれあいセンターも指定管理者が運営している施設です。指定管理者の場合、運営開始時に市と基本協定書を結び、そのほかに毎年度ごとに年度協定書を結びます。これらと各センターから出された業務報告を公開しました。非公開とした部分のなかに「事業評価に関することすべて」があります。市は、業務報告書の内容から事務遂行に問題がないか判断しており、それ以外に評価は行っていないため文書不存在の決定となりました。

74 は指定管理者の評価・選定に関する書類の請求です。請求者は以前にも同じ請求をしていて、その時に公開した文書のほかに新しい文書は作成していませんので、文書不存在の決定となりました。以上です。

嶋田会長

ありがとうございました。委員の方から何かご意見があればお願いします。私からひとつ、今回は取下げの件数が多いですが、備考欄になぜ取下げになったのか理由を書いた方がよいと思います。それから、37で請求されている決算カードですが、これはもともと完成したら情報コーナー等で公表されているものなのに、なぜあえて請求されたのでしょうか。公表されていることをご存じなかったのですか。

主任

請求者の方には完成すれば公表しますよと説明しましたが、一応請求を出しておきたいということでした。情報コーナー等で決算カードが公表されていることは説明するまでご存じなかった様子でした。

嶋田会長

これからできる限り情報公開請求をしなくてもホームページ等で見られる市政情報を増やしていくことが必要と思いますが、その時に「ホームページ等で見られる資料がありますよ」ということを市民が知らないのでは意味がない。宣伝が足りないのか、宣伝の方法がよくないのか、市民に知られていないのはなぜなのかを考えることが重要だと思います。

主任

市に情報コーナーがあってこういう資料が見られるということは、ホームページをご覧になるか、毎年1回7月に市報にのせる記事を見てもらうしか今は宣伝していません。確かにあまり知られていないと思います。

佐藤委員

事前にこの会議の資料をいただいて目を通しましたが、1件1件丹念に調査して回答されていて職員の方の負荷は大変だろうなと思いました。

質問がありまして56の公開したもののなかに「委任状」とあるのですがこれはどういうことで事業者から出されたものなのでしょうか。

主任

正確に思い出せないので、議事録を作成するときに高齢介護課に確認して報告いたします。(事務局注：高齢介護課に確認したところ、この委任状は指定管理者選定委員会を欠席することになった委員が選定委員会あてに出したものである。欠席のため、選定は出席委員に委任する旨が書かれている。)

佐藤委員

次の57で請求者は判決文を請求していますが、公開したものは調書(決定)となっています。これはなぜでしょうか。

主任

所管の人事課が裁判所からうけとっている書類で内容的に判決にあたるものが調書(決定)でしたのでこれを公開しました。請求者の方も内容をみてこれで了解されています。判決文は裁判所から来ていません。

佐藤委員

そうすると判決文という請求がでたら調書を公開するというパターンにこれから決まるのですか。

主任

裁判所から送られてくるのは必ずしも調書ではありません。判決文がちゃんと来る場合もあります。どういう場合に調書(決定)で、どういう場合に判決文となるのかは勉強不足でわからないのですが、判決文が来ているときはそちらを公開します。

佐藤委員

判決文は裁判所に行って取り寄せた方が早いのではないのでしょうか。主要なもの

は裁判所のホームページから手に入れることもできます。そういう説明を請求者の方にしてもよいかと思えます。

主任

わかりました。東村山市は比較的市が抱える裁判が多いので、こういう請求が昨年何件かありました。

佐藤委員

48に録音テープの請求があり該当部分を公開していますが、テープを渡しているとしたら請求者に「内容を改ざんしない」「ユーチューブに載せない」とかいったことに対して覚書なり注意書きか何かを一緒にお渡ししているのでしょうか。

主任

東村山市では録音テープを請求者に渡すことはしていません。情報コーナーで視聴していただくのみですので、そういった心配はありません。

佐藤委員

わかりました。そうするとこの運用状況の「公開」の表現をちょっと変えた方がいいですね。このままだとテープを渡したように読めてしまいます。

主任

公開の下に（視聴）と入れるようにします。

嶋田委員

今回の報告のなかで、協議会とか検討会の報告書を公開したものがいくつかありました。情報公開で公開したということは、昨年6月にスタートした「会議の公開指針」の対象外になっているのでしょうか。

主任

「会議の公開指針」は、市民の方が委員に入っていて、会の目的が市民の方の意見を聞くとか利害調整をするという会議についてはすべて対象になります。今回の報告の中には、性格的には指針対象ですが6月の指針施行前に行った会議なので公開について委員全体で決定していないため情報公開請求となったものもあります。

嶋田会長

66で報告書を公開している総合計画策定委員会は性格的には指針の対象ですか。

主任

はい、対象です。行政経営課の担当に総合計画策定委員会の市民ワークショップが出来たときに指針の対象となるものか内容を聞き、対象になりますねという話はしています。ただ、市民の方がテーマごとにグループに分かれて、それぞれ何回か集まって話し合いをしながら最後にまとめていくという形で、話し合いの1回1回ごとにきちっとした会議録の作成まではしないということでした。

嶋田会長

48に出てきた教育委員会ですが、この会議録をホームページで見ようとするとちゃんと出てきません。教育委員会の会議録の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

主任

教育委員会は紙ベースでは毎回会議録を作っていて、情報コーナーと中央図書館で公表しています。ただ、会議録の作成が遅れ気味であるという問題はあります。ホームページには確か会議録を出していないと思えます。

会議の公開指針との関係ですが、教育委員会は附属機関には入りません。執行機関というものになります。市長（部局）教育委員会、農業委員会、議会といったものが執行機関です。執行機関が何かの問題を検討するために外部の人間を入れた会議などをつくったときにそれが附属機関になります。

嶋田会長

執行機関も情報公開を進めていく必要があると思いますが、こちらには統一ルールとか市長の指導はないのですか。

佐藤委員

教育は自治が重視されていて、市長が口出しをして変えられるようになってしまうと教育の中立性が保てないというシステムになっています。

嶋田会長

そうすると総務部が会議録を出しなさいという指導は難しいのですか。

主任

お願いはできますが、強権的に出させるということではできません。

松原委員・古瀬委員

教育というのは市民にとって一番知りたい、大事なところですが。

嶋田会長

そうですね。市民からの要望があるところだと思いますし、この審議会でも「教育委員会会議録のホームページ掲載をすすめていただきたい」という声が上がったということを総務部から教育委員会に伝えていただければと思います。

主任

この審議会の会議録は市長まで報告をあげますが、併せて教育委員会の担当所管課にも報告を回して、教育委員会会議録についてこのような会のご意見がありましたということをお伝えさせていただきます。

部長

教育委員会は執行機関であり、教育委員会会議はそのなかの最高意思決定機関ですので、会議の中で政策形成過程の情報を話し合います。このような最終意思決定前の情報を公開するといろいろな問題が生じることもありますので、附属機関とまったく同じように会議録を出すのは難しいかと思えます。

松原委員

意思決定前の情報ならそういう理由で今は出せませんが、意思決定後に公開しますと理由を明記してくればいいのです。そういう情報が含まれるからといってまるまる会議録を公表できないというのは違うのではないかと思います。

嶋田会長

私は議事録とは経営資産だと思います。100個の計画を打っても成功するのが100個すべてとは限らないし、失敗するのが現実的にはあるわけです。そういうなかで、二度と失敗しないために反面教師として記録を残しておくことは重要です。最終意思決定前の情報をどうするかといった難しい領域もあるのは事実です。ただ、市民の経営資産としてそういう決定プロセスを残していくということの重要性があります。

第四次総合計画策定のための市民会議に参加して市民の方の意見を聞いていると、市のTPDCAサイクルがあまり上手く回っていないのではないかと感じました。過去からいろいろ検討が積み重なってきて第四次となったはずですが、過去のある時点でターゲットをかけたことに今になるとどれだけずれが生じてきているのか、なぜずれたのかなどが議論できにくい。市の担当者も変わってしまうので過去からの文脈が分からない。そういうときに過去の会議録が公開されていることが、法令順守的な意味だけじゃなく、いわゆる経営視点としても重要と思うのです。結果だけではなくて、決定プロセスも残し公開していく事も大切だと思います。

部長

市の最高方針や重要事項を審議する経営会議は、試行的に平成22年4月13日の会議録からホームページで公開しますが、どういう公開方法がよいかいろいろ議論

がありました。公開したものをご覧いただきまたご意見をいただければと思います。

嶋田会長

ぜひ見させていたきたい。それから教育委員会には総務部から言っていただけたらと思います。

主任

今日の会議録を教育委員会の担当課に回すと同時に、ホームページへの会議録掲載について教育委員会がどういう考えでやっているのか、確認して次回に報告いたします。

佐藤委員

情報公開請求で「に関するもの全て」という請求が出されることがあるかと思います。その通り全部公開するとあまりにも膨大になる場合は、請求された方に実際に必要なのはどういう書類なのか確認して範囲を絞ってもらっているようですが、それでも全部欲しいといわれた場合は全部用意することになるのでしょうか。

主任

当市の情報公開条例の場合、公開する文書1件につき100円という手数料をいただきます。「に関するもの全て」ですとかなりの金額になってしまうということの説明した上で、それでもどうしても請求されるという場合は、条例上請求を拒否することはできませんので受け付けます。受付後14日以内で公開決定するのが原則ですが、この場合は延長させていただき、用意が出来た順から公開していきます。請求文書が多すぎるというだけでお断りすることはできません。

佐藤委員

手数料の一件100円というのはどう計算するのですか。会議録なら過去3年で計10回開催していれば100円×回数ですか。

主任

市の作成する文書は通常、起案書もしくは報告書という用紙が頭について、上司の決裁を取る形になっています。その起案書(報告書)一つを一件としています。会議録は開催ごとに報告書をつけて決裁をとりますので、委員のおっしゃるとおりの手数料の計算になります。

佐藤委員

公開する文書の量によっては大変な事務作業になるので、行政の現場を混乱させようという目的で大量の情報公開請求を出すということも可能と思いました。

主任

手数料を取っていない自治体で、悪意というのではないのかもしれないですが、民間の会社から、仕事に必要な情報だからこういう文書を全部公開してほしいという請求が頻繁に出されて、通常業務がストップしてしまい非常に困っているという話は聞いています。自治体によっては、業者に限って一件300円にするとか条例を改正しているところもあります。

佐藤委員

わかりました。ありがとうございます。

主任

請求者の中には、市にどういう文書があるのかわからないので、自分が欲しいものが漏れることがないように「に関するもの全て」と書く方もいます。そういう方はこちらから「こういう文書がありますよ、これは必要ですか」と具体的に聞いていくと、それはいらない、これが欲しいという風に絞っていかれます。悪意ということではなくて、漏れがないようにそういう書き方をするときもあります。

佐藤委員

請求したときではなく、公開文書を受取るときに手数料が発生するわけですね。

途中で取り下げた場合には手数料は頂かないということですか。

主任

はい。請求書受付後、まだ決定する前の段階でやっぱりいらなくなったという場合は、取下げも出来ます。この場合に手数料は頂きません。ごくたまにそういう時もあります。

島崎委員

基本的なことで申し訳ないのですが、請求者がこういう文書が欲しいということ窓口にきて請求書を書いて、それを受けとった総務課の担当者が「この文書の所管はどこだ」と判断して所管に文書公開のお願いに行く。その所管から書類を提出してもらって実際にコピーを取るのはどの部署になるのか。そして、この部分は公開にする、この部分は非公開にする、またはこれは新しく資料を作るといった判断はどの部署でされているのですか。

主任

最初の受付は総務課情報公開係で行います。請求者の方は公文書の名称はもちろんご存じないので、最初はということをお知りになりたいですかという会話から始めて、ではご希望なのはこういう文書だなとアタリをつけます。その後は情報公開係からその文書を持っている課（所管課）に請求書を回して、このような文書をそちらの課が持っていると思われるので探してくださいとお願いします。請求内容が漠然としていて該当する文書がたくさんあって、どれが本当に必要かわからないようなときもあります。そういうときは文書を持っている課の職員が請求者に電話をして、「こういう内容とこういう内容とこういう内容の文書があります。あなたが欲しいと思っているのはどれですか？」とお尋ねします。そこで必要文書が特定される。その後、まずは所管課でその文書の中に個人情報や法人の知られては困る情報などが入っていないかどうかチェックして、何もなければ全部公開、公開できないと思う所があれば蛍光ペンでマークをして部分公開・非公開としたいという決定通知書の案と起案書を作り決裁に回します。その決裁の途中で総務課に協議が回ってきます。そこで総務課が起案の内容を見て、ここを非公開にするのは情報公開条例に反するから公開しないとだめだよとか、逆にここは公開の予定になっているけれど個人名だから消さなければだめですよとかチェックを入れて、所管ごとに決定がばらばらにならないようにしています。協議がすんで、最終決定権者である部長もしくは市長の決裁がおりると公開方法が確定します。そうしたら所管課職員が、写しの交付の場合は請求者に渡すコピーを作り、請求者に「公開する書類が準備できましたので取りにきてください」と電話して、お渡しするときには所管職員と情報公開係が立ち会い、書類の内容を説明しながらお渡しして、そのときに料金をいただきおしまいになります。

島崎委員

たとえば、請求者が求める内容は5つの起案にまたがっている。それぞれの起案の該当部分は少ししかなくて、5つの起案すべてを公開するのでは手数料もかかるし必要ない部分が多いという場合に、所管課が請求者のために必要な部分だけを抜いて一覧表を作ったという場合はどういう扱いになるのですが。

主任

原則、情報公開条例は今ある書類を公開する制度です。請求があったからそのために新しく文書を作るというのは義務付けられていませんので、通常は行いません。ただ、委員のおっしゃる例のようなそのまま複数の起案を公開するとお金もかかるし見方も見づらい、ちょっと工夫しないと・・・という時は、その文書を持っている課と総務課で相談して、欲しい部分だけ抜いた一覧表などを作ることは可能かと協議します。電子データで残っていてすぐに出来るものであれば、出来ればそれを

公開用に作ってほしいとお願いしています。

島崎委員

そうすると、それは手数料一件 100 円というカウントになるのですか。起案で公開すれば 500 円ですが。

主任

はい。

島崎委員

わかりました。ありがとうございました。

嶋田会長

この審議会にはなじまない意見ですが最後に言わせてください。 35、38 の田んぼが宅地になった経過文書の請求ですが、先ほどの説明だと、続けられなくなった農地を都や市、他の農家が購入するかあたってみて購入希望がなければ生産緑地を解除されるということでした。

市には、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」とか緑の基本計画というのがありますよね。緑地率何パーセントだとか町づくりのかなり長期の計画を市が立てて、緑を守っていくというのですが。先ほどの説明の中にはそれとの接点がないなと感じました。このような情報公開請求をする目的から考えたときに、ちょっとこの緑や環境を守るというプロセスに課題があるのでしょうか。これは自分の意見にとどめなきゃいけないと思いますが、生産緑地を続けられなくなった場合の手続きは、緑を守る計画とリンクしていないのかなとちょっと疑問を感じました。

主任

生産緑地で農業をやっていた方が続けられなくなってどうしようかとなったときに、今は関わる所管は農業委員会と都市計画課だけです。どちらも緑地保全等を担当する「みどりと環境課」に、「生産緑地を解除せざるを得ない事態だけれどどうしようか」といった協議はしていないと思います。

嶋田会長

これはここでの議論ではないと思いますが、その辺がちょっと縦割り経営かなというのがありますね。意見に留めておきますが。

ほかになれば次の議題に入ります。

(6)その他

- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用状況等

主任

附属機関の会議の公開指針に関して、21 年 6 月からスタートしてこの 3 月いっぱい出来れば全部の審議会をきちんとした形にしたいということで進めてまいりました。現在の運用状況を A3 縦の表にまとめてあります。

現時点で 47 の審議会・協議会等の附属機関がございます。表の右側に指針の実施度を A、B、C でつけております。会議の名称とその所管課、その会議が公開なのか非公開なのか、ホームページにその会議の概要説明が載っているか、会議録が載っているか、会議資料が載っているか、もしくは資料がたくさんあるのでホームページには載せないけれど所管窓口等で公開していますという表示があるか、委員名簿が載っているか。これらについて今日時点でチェックした結果の表です。

個人情報等を扱う等の理由で会議自体が非公開の場合は、指針においても会議録と資料はホームページには掲載不要としております。傍聴可能な公開の会議のみ、会議録と資料をホームページ等で公開するとなっております。39 番の廃棄物減量等推進委員会が網掛けになっておりますが、ここから上の A、B という実施度の会議は、

指針で求められているルールを満たしている状態です。ただし、委員名簿について12番、16番、29番の会議が×になっていて、隣に印がついています。これは、介護認定の審査会、民生委員推薦会、障害程度区分判定審査会です。介護認定と障害程度区分の会議は、それぞれ高齢の方と障害をお持ちの方の一人一人に、あなたの介護度は何度になりますと判定してその人のサービス量を定める会議です。そうすると委員名が公表されますと、今度私の判定のときに介護度をちょっと重めにつけてくださいといった圧力をかけられるおそれがあるので、名前については伏せたほうがよいと会のなかで決定したそうです。民生委員推薦会についても、同じようにどなたを推薦するのかにあたって色々問題となるので伏せたいというのが会での決定事項と聞いております。

39番以下の会議は9会議ありますが、ここは残念ながら、ホームページのページまでは作ってあるのですが一部まだ不備な点がございませぬ。資料がまだ載っていないとか、委員名簿が載っていないとかいうところなんです。これらについては資料を早いうちに載せてくださいととか、会議録が載っていないところはまだ作成中というところなので、出来次第載せてくださいというのはこちらからお願いしていますので、近いうちにきちんとした形になる予定です。

こういった会議はどんどん増えていきます。22年度は、自治基本条例の策定審議会、西口の再開発ビルの中の公益施設であるサンパルネの運営委員会、コミュニティバスの再構築検討委員会などが順次出来てきますので、同じ指針に則ってこれらの会議もやってくださいと所管にはお願いしております。以上です。

嶋田会長

皆さん、ご質問等ありますか。

島崎委員

この表にある会議の下に作業部会とか分科会などが出来る場合がありますが、それらの公開とか議事録はどうなりますか。

主任

この表の会議の名称を見ていただくと、8番、9番、10番、15番に印がついています。この4つは7番の保健福祉協議会の下部組織である専門部会です。これらについては、下部組織の部会といっても結構頻繁にやっている部会で重要な案件を話しているところですので、他の審議会と同じように指針に基づいてやっていただいております。この印の専門部会の下にさらに作業部会を作って、何かすぐに調べたり意見をまとめなければいけないときにこの作業部会で行うということがあります。これはどちらかという、短期間である問題について少人数でバーっとまとめて資料を作るといような内容が多いので、毎回会議録を作るとなると仕事が回らないというのが現状です。作業部会についても全部指針どおりやってもらうのはちょっと現実的に厳しいのでお願いはしてありません。

嶋田会長

いろいろな会議があるので、作業部会のような会議まで指針どおりやるかについては情報公開係が所管課にアドバイスしているということですね。指針に従うのが原則だが、会議の内容や性質によっては、効率性も考えて判断する。

主任

そうです。

嶋田会長

この指針が徹底されるかは最初の三年間が勝負だと思いますね。私も市のホームページを時々見て、例えば×××の会議録が掲載されてきたなどが注目しています。皆さんもよかったら見てみてください。もう一件、RSS機能の付加について。

主任

前回ご質問があった、市のホームページにRSS機能、ニュースリーダー機能とも言いますが、自分の興味を持ったページが更新されたときに自分のメールアドレスにページが更新されましたよというお知らせが自動的に入ってくるというシステムですが、これを今後つける予定があるのか情報システム課に確認しました。冒頭の挨拶で市長が申し上げていた通り、市のホームページが22年度中に新しく変わります。予算もつきましたので、発注業者を決めるときの要求仕様書にRSS機能も含める予定だそうです。ただ、残念ながら情報システム課が当初要求した額より予算がだいぶ低いので、その値段で機能を付けられる業者がいるかどうかの問題ですが、要求はするとのことでした。

嶋田会長

いろいろなアンケートの市民の声をみると、情報がないという意見と、情報が多すぎてわからないという意見が併存しています。やっぱり情報のプッシュ型とプル型とをうまく組み合わせて、自分の必要な情報をあらかじめ登録しておくとかプッシュしてもらえ、こういうRSS機能のような構造が、市民が行政に参画していくうえで極めて重要な機能だと思います。今はほとんどのホームページでRSSは常識的になりつつあります。是非これは頑張ってもらいたい。

今日の報告書で、指針の実施状況と会議録を公開していくという方向がわかりました。それで次の段階ですが、ヤフーだとかそういうところの情報提供のページは、見に来た人がページの評価を入力するようになっていきますよね。ページの下の方に「このページの情報は役に立ちましたか」というような質問があって、見た人が評価を入力するものです。あれをどこかの段階で市のホームページに取り入れてはどうかと思います。あと、ページごとの閲覧人数のカウントですね。それがあれば、ページを作っている所管ごとに、自分のところのページをどのくらい市民が見に来てくれているのか、内容等が評価されているのかがわかります。

主任

他の市のホームページでそういう評価入力欄を見たことがありますが、自分が入力したことはありません。ページを見た人のうち実際どれくらいの方が入力してくれているのか疑問もあります。

嶋田会長

インターネットマーケティング手法といって、今までならお店に入ってきたお客様をじっと目で追いかけてどの商品に手を動かすかというのを調べていたけれど、インターネットの世界ではその人がどんな情報をクリックしていくかで、何に興味があって何に不足を感じているかを分析する手法もあります。今の40代より若い世代はそういう構造に慣れていきますので、若い人に行政に興味を持っていただくことが重要ですのでそういう方向を将来的に模索していただきたいと個人的に思っています。ほかにありますか。

課長

前回の審議会で、公益通報者保護法の対象となる文書が情報公開請求されたときにどのように取り扱うかを検討し、次回以降の審議会でご報告をさせていただきますという宿題がありました。その経過というか現状を報告いたします。

東村山市の公益通報者保護法に対応する取り組みは、現在、関係所管である人事課、総務課、市民生活課、政策法務課の4課で規程の策定に向けて検討しているところです。ただ検討がなかなか進んでいない状況です。どういう人を対象として、どこの部署で窓口として対応していくのか、どのような手順でやるのかについて、フローを作成して検討している段階で、文書の取扱いをどうするかという検討まで進んでおりません。従って現時点で、公益通報者保護法の対象となる文書に対して

情報公開請求があったときにどのように取り扱うかはご報告が出来ませんのでしばらくお待ちいただきたいと思います。4 課の検討会議には、前回この審議会で出た意見について報告しております。

公益通報者保護法というのは、公益通報をしたことによって解雇されとか減給など不利益な処分をされないように通報者の保護を図る制度ですので、それに関係する文書を公開するとしたら通報者が特定されないよう配慮しなければなりません。行政としては公益通報にかかる透明性を図る必要もあります。通報者の保護と行政機関の説明責任との関係で対応していく必要があると考えております。現時点で総務課としては、公益通報の文書を情報公開条例の対象外とする扱いではなくて、通報者の個人情報保護を十分に配慮したなかで情報公開条例に基づく対応をしていくことがよいのではないかと考えております。また、匿名の方から通報があったとき、これは通報者が特定されませんので不利益は受けず公益通報者保護法の対象とはなりません。行政として対応する必要性がある内容もあるかなと思いますので、それもどういう風に対応していくか検討していきたいと思っております。内容が固まりましたらその時点で報告させていただきますのでご理解ください。私からは以上です。

嶋田会長

それでは今日は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

以上